

# ○ 社会福祉法人中東福祉会障がい者デイサポートセンター明日葉 (新潟市障がい者デイサポートセンター経過措置) 運営規程

改正 令和 4年 3月 8日

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人中東福祉会が設置する障がい者デイサポートセンター明日葉（以下「センター」という。）の適切な運営を確保するために必要な事項を定め、センターの円滑な運営管理を図るとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、新潟市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第83号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、センターを運営する。

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 指導員 2人以上

## (利用定員)

第4条 センターの利用定員は、7人とする。

## (提供するサービス)

第5条 センターで提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎サービス

(2) 入浴、排せつ、食事の介護

(3) 創作的活動（生産活動）及び機能回復訓練（プール活動含む）

(4) その他日常生活上必要な支援

(5) 相談及び助言等

## (利用者から受領する費用の額等)

第6条 サービスを提供した際は、新潟市障がい者デイサポートセンター指定管理業務仕様書及び当該要綱等に定められた利用料金（1割負担額分）の支払いを受けるものとする。

- 2 新潟市地域活動支援センター事業実施要項の第8条第2項の規定に該当する者は、前項に定める金額についての負担は要しない。
- 3 第1項の支払いを受けるほか、センターにおいて提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
  - (1) 食事提供に要する費用　所得に応じて下記の実費相当額を徴収する。

低所得者	220円以内
一般世帯	650円以内
  - (2) 創作的活動に係る材料費　実費
  - (3) 入浴に係る光熱水費　1回につき200円
  - (4) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの　実費

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならない。

#### (非常災害対策)

- 第8条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。
- 2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
  - 3 医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

#### (苦情解決)

- 第10条 提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
  - 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

#### (その他運営に関する重要事項)

第11条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修　採用後6ヶ月以内

- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
  - 5 利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。